

地域との協働で変革、飛躍！

島前と共に歩む

昨年度に悲願の学級増を実現し、「過疎化が進む離島の学校としては奇跡的」と全国の注目を集めた県立隠岐島前高校（以下、島前高）は、平成25年度も2クラスを継続し、新入生45名を迎えています。

5年前には生徒減で学校存続の危機に瀕していた島前高。もし高校が無くなれば、15～18歳の若者が島から消えるばかりか子どもをもつ世帯のU・Iターンも減ることで人口減少に直結し、地域の活力が減るのは明白です。

そこで、「島前の存続のためにも高校を無くすわけにはいかない！」と中長期的な視野で進められている高校改革こそ、『高校魅力化プロジェクト』。20年度に策定した「高校魅力化構想」に沿って、地域密着型の授業やキャリア教育（夢に向かう力をつける教育）など、独創的な施策を次々と実践してきました。

取り組みの特色は大きく3つあります。

1つ目は、地域の担い手の育成。新たな事業を創造していける地域起業家的な精神をもつ人材の育成を目指し、ふるさと教育をベースに地域の課題解決に取り組む授業などを行っています。

2つ目は、きめ細かい教育環境の整備。小規模を逆手に取った少人数授業と個別指導の充実、更に公営塾「隠岐国学習センター」との連携で、進学希望の実現を丁寧に支えます。

そして3つ目は島留学（※1）。生徒数の増加を狙うだけではなく、全国から意欲の高い入学生を受け入れることで島の子たちに良い刺激をもたらし、学力や生きる力を相互に伸ばしあうことを目指しています。

島前からの働きかけを受け、島根県では23年度から離島・中山間地の高校魅力化・活性化事業を開始。24年度には標準法の改正（※2）も実現し、平成20年度に15人であった教員数が25年度には28人に増えました。魅力化プロジェクトは、着々と成果を積み上げていきます。

隠岐島前高等学校



（※1）島留学

全国から意欲と能力の高い生徒を受け入れる制度。諸条件を満たす学生には寮費や里帰り交通費の半額等を補助する。生徒数を確保するだけでなく、最大の狙いは、異文化や多様性を学校内に取り込むことで地元生徒に刺激を与え、高校の活性化を図ること。

（※2）標準法の改正

標準法とは、昭和36年に学校の適正規模化を目的に制定された「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」のこと。教員数は標準法によって全国一律の基準で算定されるため、中山間僻地や離島の小規模校では極端に少なく、受けられる教育に大きな格差が生じる。このような現状を打破し教育の機会均等を実現すべく、粘り強く要望し続けた結果、このたびの法改正が実現した。離島の高校から働きかけて法律が改正されるのは異例。

